

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

* 26

【史料1】 往来手形（木村家文書152）

移動 ⑨

萩藩領の往来手形（2）

《旦那寺が発給した往来手形》

当館に残る萩藩領の往来手形のうち、数が多いのは、旦那寺が発給したものです。檀家が他村へ転居や寄留する際、寺が寺請証文（宗旨送状）を発給することから、この制度が準用され、往来手形も発給するようになったと考えられます。

史料1は天保15年(1844)、萩の法華寺が阿武郡吉部野村(吉部村の誤りか)のつゆ・みよに発給したものです。2名の身元証明(居所、檀家)、旅の目的を記し、関所通行の許可を依頼する内容です。

一方、同じ法華寺が文久3年(1863)に発給した史料2(裏面)の場合、身元証明、旅の目的のほか、一宿の提供など旅行中の加護を依頼する文言があります。さらに、本人病死の場合、地域の作法に従い埋葬されて構わないこと、処置後その旨を連絡してほしいことが記されています。

史料3(裏面)、文化4年(1807)に佐波郡真尾村(現防府市)の普明寺が発給した往来手形にも、病死の際には地域

の作法に従い埋葬されて構わないとありますが、この手形では、その後の連絡も不要と記しています。こうした文言のある往来手形は「捨往来」とも呼ばれます。

《庄屋が発給した往来手形》

史料4は、宝暦7年(1757)、阿武郡江崎村(現萩市江崎)の庄屋が、同村なお等4名が四国巡礼に出るに際し発給した往来手形です。身元証明、旅の目的、諸国通行の許可依頼からなる基本的な形式です。

史料5は、慶応2年(1866)、前山代宰判の鹿野上村(現周南市鹿野)庄屋が、同村の勝間田家下男が諸用で4日間徳山領富田・福川へ行くにあたり発給した簡略な往来手形(「提札」)です。国境近くの百姓・商人の場合、庄屋が了承し、本人の請書提出があれば、諸用や商売のために他国へ出ることが認められていました(シートNo.25参照)。この原則を準用し、他国に出向くための往来手形を庄屋が発給するケースもあったようです。

広島城下の医師の往来手形

小野家は、江戸時代、奥阿武宰判江崎村(現萩市江崎)に居を構え、庄屋や浦年寄を務めた家です。同家伝来文書に、天保6年広島城下の医師杏庵に発給された往来手形2通が残っています。

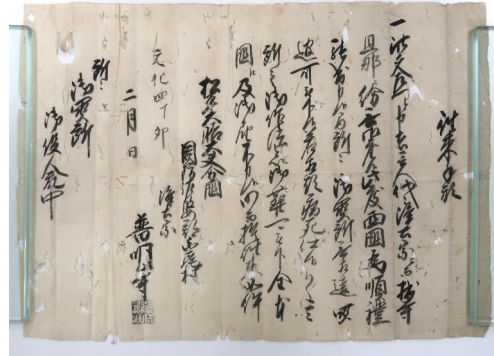
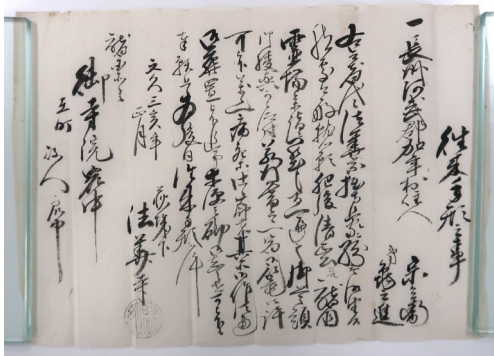
1通は旦那寺、1通は広島町の大年寄が発給したものです。手形には、彼が長崎まで医業修行に向かうとあります。彼の手形が江崎浦に残された理由は不明です(小野家文書424)。

《往来手形と藩》

藩上層部は、旦那寺や庄屋が発給する他国行の往来手形は原則から外れるものと考えていました。享保7年(1722)藩重職である当職は、代官宛ての通知の中で、寺発給の往来手形で百姓らが旅に出ることを「甚不謂事」(はなはだけしからんことだ)と批判しています(「二十八冊御書付」4<『山口県史料 近世編法制上』>)。一方、百姓・町人からすると、藩に往来手形を発給してもらう形だと手間がかかって面倒なため(「支配方相願候儀、事六かしく相心得」)、旦那寺に往来手形を発給してもらうことが多かったようです。この状況は以後も続き、藩上層

部は文政9年(1826)にも寺による往来手形発給を問題視する通知を出しています(「御書付其外後規要集」20<『山口県史料 近世編法制下』>)。

とはいえ、多くの百姓・町人が旅に出ようとする中で、代官・町奉行がそのすべてを吟味し、往来手形を発給することは業務負担となります。藩は17世紀後期から、庄屋も不承知のまま百姓が伊勢参宮などのことを「抜け参り」として問題視しています。原則を言い立てる藩上層とは異なり、現場に向き合う代官らは、百姓らが「抜け参り」するより庄屋や旦那寺発給の往来手形でも所持させた方がよいと考え、その発給を黙認する面があったのではないのでしょうか。

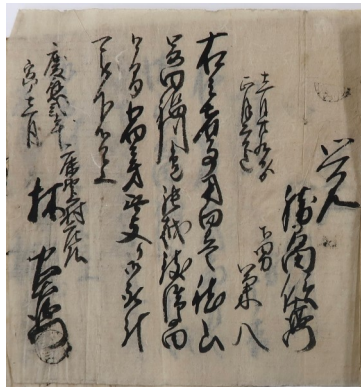
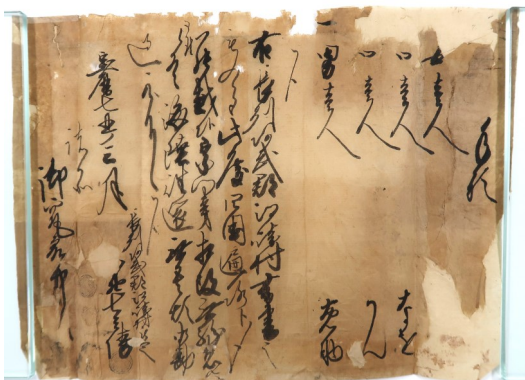


往来手形之事
 一長州阿武郡加年村住人 宗兵衛 弟亀之進
 右之者代々法華宗拙寺且家二紛無御座候、然處今般就心願肥後清正公并諸国霊場参詣二罷出申候間、一返之御首題御授与可被仰付、若行暮之一宿御籠御許可被下、万一病死等仕候節者其所御作法通御葬置被下、追而幸便之砌御しらせ可被下候奉願上候、為後日往来手形如件
 萩城下 法華寺 ⑨
 文久三亥年正月
 諸国所々 御寺院衆中 在町役人衆中

往来手形
 一此文左衛門と申者老人、代々浄土宗二而拙寺旦那二紛無御座候、此度西国為巡礼罷出申候間、所々御関所無相違間過可被下候、若相煩病死仕候ハ、其所之御作法を以御葬可被下、全本国江及御届不申候、仍而捨往来如件
 松平大膳大夫分国 周防佐婆郡真尾村 浄土宗 普明寺 ⑩
 文化四丁卯 二月日
 所々 御関所 御役人衆中

【史料2】(木村家文書153)

【史料3】(尾崎家文書9)



左:【史料4】(小野家文書426)

右:【史料5】(勝間田家文書910)